

7 公立東京給第1656号  
令和8年2月5日

各所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長  
坂本 雅彦  
(公印省略)

### 令和8年3月に退職する方の任意継続組合員加入の手続について（通知）

日頃より、公立学校共済組合の業務運営に関して、御理解・御協力いただきありがとうございます。令和8年3月に退職する方のうち、公立学校共済組合の任意継続組合員制度への加入を希望する方を対象に、下記のとおり加入申出の受付を行います。

つきましては、受付期間中に加入申出手続を行うよう、周知方よろしくお願いします。

記

## 1 任意継続組合員制度

### (1) 対象者

退職日までに引き続き1年1日以上共済組合の組合員期間があり、令和8年3月に退職する方のうち、任意継続組合員制度への加入を希望する方（令和8年1月26日から2月6日に実施した事前受付期間中に加入申出手続を行った方を除く。）。

※ 上記の組合員期間には、過去に任意継続組合員であった期間は含みません。また、他の公務員共済組合から引き続き組合員となったときは、元の組合員期間を通算します。

※ 退職日の翌日付けで次のア～オのいずれかに該当する方は、任意継続組合員制度に加入できません。現時点で退職後に加入する健康保険制度について未定であり、下記ア～オに該当する可能性がある方は、加入申出手続を行わないでください（退職日から起算して20日を経過する日まで加入申出が可能です。）。

ア 再任用職員（フルタイム・短時間勤務）として働く方（公立学校共済組合の組合員資格が継続します。）

イ 臨時の任用教職員・会計年度任用職員（日勤講師等を含む。）として働く方のうち、短期組合員資格取得の要件を満たす方。

ウ 民間企業等（私立学校を含む。）に再就職する方のうち、就職先の健康保険に加入する方。

エ 家族が加入している健康保険の被扶養者になる方

オ 後期高齢者医療制度に加入している方

※ 再就職先の勤務形態によっては健康保険制度が適用されず、任意継続組合員制度へ加入できる場合もあります。再就職先の健康保険制度が適用されるかどうか、事前に確認してください。

### (2) 加入期間

退職後2年間。資格喪失後は国民健康保険等へ加入することになります。

### (3) 受けられる給付及び利用できる事業

ア 短期給付

現職組合員の場合と変わりありません。ただし、休業手当金、育児休業手当金及び介護休業手当金は支給されません。また、出産手当金及び傷病手当金については、在職中に支給要件を満たしている場合にのみ支給されます。

#### イ 福祉事業

人間ドックなどの福祉事業を利用できます（貸付事業、福祉保健制度及びアイリスプランは利用できません。）。

※ 長期給付（年金制度）については対象外となるため、組合員自身が国民年金加入手続を行う必要があります。

## 2 任意継続掛金

### （1）任意継続掛金の算出方法（月額）

以下のア又はイのいずれか少ない額に掛金率（短期掛金率、介護掛金率、子ども・子育て支援掛金）を乗じた額が1か月分の掛金となります。ただし、介護掛金は40歳以上65歳未満の方のみが対象です。

令和8年度の掛金率は、令和8年3月に決定されます。（令和8年2月時点では0.11126）

#### ア 退職時の標準報酬月額

退職時の標準報酬月額が遡って変更された場合、任意継続掛金の追徴または還付が発生する場合があります。その場合は、公立学校共済組合東京支部経理担当からご連絡いたします。

#### イ 全組合員の平均標準報酬月額（令和7年度は380,000円、令和8年度は410,000円を適用）

※ 令和8年3月30日以前退職者は、令和8年3月分掛金（令和7年度）及び令和8年4月以降分掛金（令和8年度）を払い込みいただきます。

### （2）任意継続掛金の概算

任意継続掛金と国民健康保険の保険料を比較できるよう「任意継続掛金の計算シート」（エクセル版）を添付しております。組合員の皆様に御案内ください。

※ 掛金率及び平均標準報酬月額は、原則として年度ごとに見直しがされますが、任意継続掛金は退職時の標準報酬月額を基に算出されるため、原則として2年目に掛金が大幅に減額されることはありません。

### （3）掛金の払込・支払方法

#### ア 口座振替払い

毎月指定の口座から自動引落しとなります。加入月とその翌月分については払込取扱票による払込みとなります。掛金の自動引落しは、みずほ銀行のみでの取扱いとなっております。口座振替払いを希望される場合は、下記3（3）イの方法により手続が必要です。

#### イ 払込取扱票払い

払込取扱票による払込みとなります。「毎月払い」「半年払い」「一年払い」のいずれかを選択できます。

払込みは、金融機関の窓口、ATM又はインターネットバンキングによる払込みとなります（下記5（1）参照）。

※ 年度途中で払込方法を変更することはできません。

### （4）掛金の割引

払込取扱票払いのうち、「半年払い」には約1%、「一年払い」には約2%の割引が適用されます。

なお、令和8年3月30日以前退職者が払い込む令和8年3月分掛金は、前納できないことから割引の適用外となります。

#### (5) その他

任意継続掛金を前納した後、前納に係る期間の経過前において任意継続組合員がその資格を喪失した場合においては、請求に基づき、前納された任意継続掛金のうち未経過期間に係るものを還付します。

ただし、任意継続組合員の資格取得月にその資格を喪失したときは、その月の任意継続掛金は還付しません（資格取得月にその資格を喪失し、更にその月に組合員の資格を取得した場合を除きます。）。

### 3 加入申出手続

下記のとおり、提出書類を確認のうえ、送付してください。

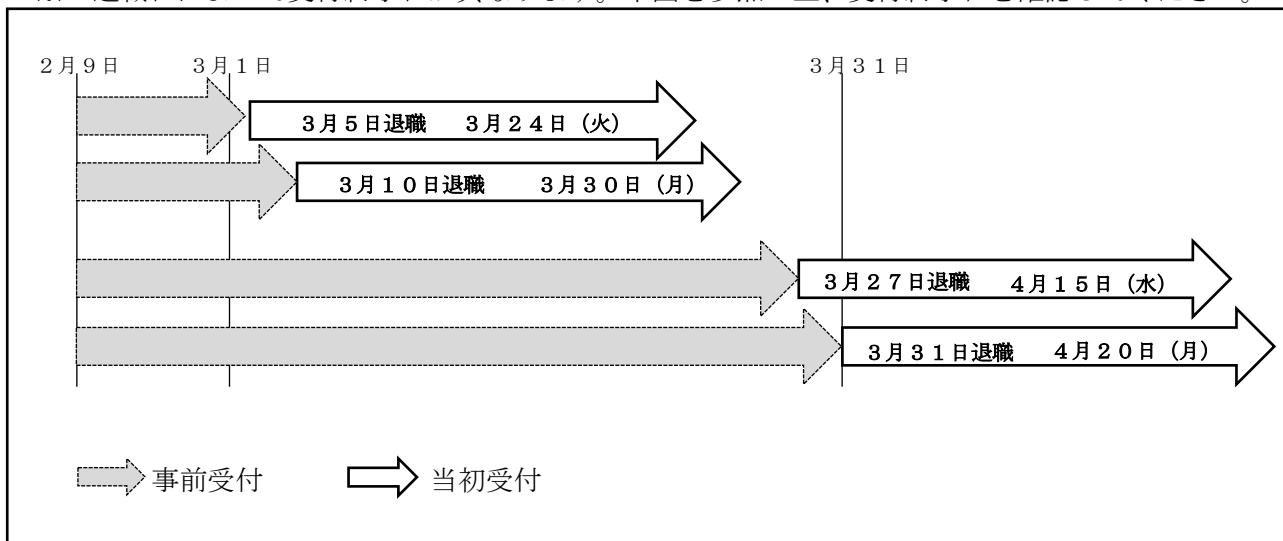
#### (1) 受付期間

**受付開始日：令和8年2月9日（月）**

**受付終了日：退職日から起算して20日を経過する日まで** ※資格担当必着

**令和8年3月31日退職者は、令和8年4月20日（月）まで。**

※ 退職日によって受付終了日が異なります。下図を参照の上、受付終了日を確認してください。



#### (2) 提出方法・提出先

交換便又は郵便

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

公立学校共済組合東京支部（教育庁福利厚生部内）

給付貸付課資格担当

#### (3) 提出書類

ア **任意継続組合員申出書〔用紙No.任継1〕**

本通知の添付様式を使用してください。

イ **預金口座振替依頼書〔用紙No.任継2〕** ※該当者のみ

掛金の払込方法を「口座振替払い」にする場合に作成し、みずほ銀行に提出してください。銀行での口座確認の後、「任意継続組合員申出書〔用紙No.任継1〕」に「みずほ銀行口座確認印」の押印があることを確認してください（銀行での口座確認の際、所定の欄に押印を受けるよう組

合員へ案内をしてください。)。

住所及び口座は、「任意継続組合員申出書」〔用紙 No. 任継 1〕に記入したものと同じものであることを確認してください。

ウ 任意継続組合員被扶養者取消確認書〔用紙 No. 任継 3〕 ※該当者のみ

任意継続組合員制度への加入にあたり、令和 8 年 4 月 1 日以降被扶養者認定を継続しない被扶養者がいる場合に提出してください。

なお、現職時から被扶養者認定を受けている方で、引き続き被扶養者としての要件を備えている場合は、任意継続組合員の被扶養者として認定します。この場合の手続は不要です。

エ 給付金等振込口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し ※該当者のみ

給付金等振込口座を現職時のものから変更する場合は、該当口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名・支店名・口座番号・本人名義の分かる箇所）を添付してください。

オ マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書 ※該当者のみ

マイナンバーカードの健康保険証利用登録（以下「マイナ保険証利用登録」という。）は任意の手続であることを踏まえ、マイナ保険証利用登録の解除を希望する方については、医療保険者（公立学校共済組合）に申請することにより、任意に解除の手続を行うことができます。

「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を、「任意継続組合員申出書」と併せて提出していただくことで、マイナ保険証利用登録済であっても、「資格確認書」が交付されます。

カ 組合員自宅宛て返信用封筒 ※希望者のみ

払込取扱票等は、交換便又は郵便で所属所宛て送付します。ただし、払込取扱票等の組合員自宅宛て送付を希望する場合は、返信用封筒を添付してください。

返信用封筒の宛名面には、組合員氏名及び組合員自宅住所を記入してください。

角 2 封筒（A4 用紙が折らずに入るサイズ）に 180 円切手を貼付してください。

#### 4 払込取扱票等の送付

払込取扱票等は、公立学校共済組合東京支部から 3 月中旬以降に順次所属所又は組合員自宅宛て送付します。ただし、3 月上旬から中旬にかけて退職する組合員については、3 月中旬を待たずに送付します。

#### 5 掛金の払込み

払込取扱票を使用し、最寄りのゆうちょ銀行、郵便局又は銀行から所定の期日までに払い込むよう、組合員に案内をしてください。払込期日までに掛金の払込みを行わないと、任意継続組合員制度への加入は取消となり、任意継続組合員にならなかったものとみなされます。また、下記（1）～（2）についても案内をしてください。

（1）払込みについては、ゆうちょ銀行、郵便局又は銀行ともに所定の手数料がかかります。みずほ銀行からの払込みには手数料は不要です。また、インターネットバンキング又は ATM も利用できます。詳しくは別紙 1 を御確認ください。

（2）「半年払い」の令和 8 年度上半期分、又は「一年払い」の令和 8 年度分掛金は令和 8 年 3 月 31 までに、「毎月払い」又は「口座振替払い」の令和 8 年 4 月分掛金は（令和 8 年 3 月 30 日以前退職者は、令和 8 年 3 月分掛金（令和 7 年度）も）退職日から起算して 20 日以内に払い込むよう案

内をしてください。

## 6 退職日による違い

令和8年3月31日退職者と令和8年3月30日以前退職者では、掛金率等に違いがあります。下表にまとめましたので、確認してください。

	令和8年3月31日退職者	令和8年3月30日以前退職者
掛金の払込期間	令和8年4月～令和10年3月分 (2年間加入了した場合)	令和8年3月～令和10年2月分 (2年間加入了した場合)
掛金率	令和8年度掛金率 0.11126 (令和8年2月時点)	令和7年度掛金率 0.10928 (令和8年3月分) 令和8年度掛金率 0.11126 (令和8年2月時点)
受付終了日	令和8年4月20日 (月)	退職日から起算して20日を経過する日まで
払込取扱票等の送付	3月中旬頃以降に順次所属所又は組合員自宅宛て送付します。	3月中旬頃以降に順次所属所又は組合員自宅宛て送付します。ただし、3月上旬から中旬にかけて退職する組合員については、3月中旬を待たずに送付します。

## 7 マイナ保険証及び資格確認書について

マイナ保険証の保有状況により、マイナ保険証をお使いいただくか、資格確認書が交付されるかが決まります。

### (1) マイナ保険証を保有している方

退職日以降も、マイナ保険証で、退職後すぐにこれまでどおり保険診療を受けることができます。

### (2) マイナ保険証を保有していない方（資格確認書の送付）

公立学校共済組合が掛金の入金を確認後、資格確認書を順次組合員自宅宛て送付します。送付された資格確認書を医療機関等に提示することで保険診療を受けることができます。

なお、公立学校共済組合が掛金の入金を確認できるまでには、入金後概ね10日前後かかります。

お急ぎの方は、第1回目の掛金払込みを行い、払込取扱票（振替払込請求書兼受領書）、ATMご利用明細など払込の事実を確認できるものを公立共済の窓口で提示することで、「資格確認書」を即日交付致します。

「マイナ保険証を保有していない方」は下記に該当する方です。

- ・ マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを返納された方
- ・ マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方、利用登録解除を申し出た方、利用登録を解除した方
- ・ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方
- ・ マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
- ・ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある要配慮者

## 8 「資格情報のお知らせ」について

「資格情報のお知らせ」は、加入者自身の資格情報（記号・番号、枝番、資格取得年月日等）を簡易に把握することができるほか、医療機関等がマイナ保険証に対応していないなど、資格確認ができない場合に、マイナ保険証と併せて提示することで保険診療を受けることができるものです。

資格情報のお知らせは、マイナ保険証の有無に関わらず、掛金の入金を確認できた方から、3月下旬以降、委託業者より組合員自宅宛て送付します。送付スケジュールは下表のとおりです。

資格情報のお知らせの送付方法	共済組合が入金を確認できた日付	発送時期
一斉交付（第1回目）	令和8年3月12日までの分	3月下旬発送
一斉交付（第2回目）	令和8年4月1日までの分	4月中旬発送
一斉交付（第3回目）	令和8年4月13日までの分	4月下旬発送
個別に順次交付	令和8年4月14日以降の分	5月初旬以降順次発送

## 9 加入申出の取下げ

事前受付期間中に加入申出手続を行った後、他の健康保険制度に加入することが判明した場合には、取下げの手続が必要です。組合員から加入申出の取下げ申出があった場合、必要書類等を送付しますので、至急、給付貸付課資格担当まで連絡してください。

## 10 その他

### （1）退職後の健康保険制度

任意継続組合員の加入申出に当たっては、任意継続組合員と国民健康保険の保険料や給付内容を比較検討した上で、退職後に加入する健康保険制度を選択するよう案内をしてください。国民健康保険については、居住地の区市町村へお問合せください。

また、家族が加入している健康保険制度の被扶養者になる予定の方には、その健康保険制度へ被扶養者認定要件等を事前に確認するよう案内をしてください。

### （2）任意継続組合員被扶養者認定の手続

任意継続組合員制度へ加入後、新たに被扶養者を認定する場合は別途手続が必要です（例：令和8年3月31日付けで夫婦ともに退職し、夫が任意継続組合員に、妻がその被扶養者になる場合⇒任意継続組合員である夫が、令和8年4月1日以降に被扶養者認定手続を行ってください。）。

任意継続組合員制度加入後の手続は所属所を介しませんが、各所属所におかれでは、退職前に被扶養者認定手続について周知方お願いします。被扶養者認定要件等の詳細については、「福利厚生ハンドブック」の「被扶養者を認定・取消しするとき」（P.6～9）を参照するよう案内をしてください。

### （3）事前受付及び当初受付の受付期間

加入申出の受付期間については下表のとおりです。

対象者	受付期間	払込取扱票送付時期
3月31日退職者 事前受付①（実施済み）	3月31日退職者 1月26日～2月6日	3月初旬
3月31日退職者 事前受付②（本通知）	事前受付①に手続を行って いない3月31日退職者 2月9日～3月31日	3月中旬以降順次
3月31日退職者 当初受付（本通知）	4月1日以降に手続を行う 3月31日退職者 4月1日～4月20日	受付以降順次
3月30日以前退職者 事前受付、当初受付（本通知）	3月中に退職かつ3月30日以前退職者 2月9日～退職日から20日を経過する日	3月中旬以降順次

※ 当初受付とは、退職日以降に加入申出の受付を行うことを指します。

## 1.1 組合員への配布物

3月に退職する方のうち、任意継続組合員制度への加入を希望する方を対象に案内用リーフレット及び組合員配布資料等を作成しましたので、貴所属所におかれましては、任意継続組合員への加入希望者の皆様への配布をお願いいたします。

(1) 案内用リーフレット「3月に退職される組合員の皆様へ」

(2) 【組合員配布資料】

P1～3　・・・任意継続組合員加入申出手続について

P4　・・・・加入申出の事前受付手続手順について

P5　・・・・保険診療が受けられるようになるまで

P6　・・・・退職後の健康保険制度について

P7　・・・・任意継続掛金を試算することができます<任意継続掛金の計算シート>

P8　・・・・任意継続掛金の払込・支払方法を選択してください

P9　・・・・払込方法による手続の違いに御注意を

P10　・・・・インターネットバンキング又はATMによる振込について

(3) 「任意継続掛金の計算シート」(エクセル版)

(4) 本通知3 (3) の提出書類(添付様式)

## 1.2 事務担当者向けQ & A (別紙2参照)

任意継続組合員になられる方からの問合せ内容についてまとめておりまますので御活用ください。

## 1.3 令和8年度途中に退職する方の任意継続組合員の加入の手続について

今回の対象者以外の方(令和8年度途中退職者)につきましては、退職後、資格担当で通常どおり加入申出を受け付けております。詳細については、「福利厚生事務の手引」(P.259～263)を参照してください。

また、加入申出書等につきましては、「福利厚生事務の手引別冊様式集」(P.208～213)を使用してください。

問合せ・提出先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

公立学校共済組合東京支部(教育庁福利厚生部内)

給付貸付課資格担当 03-5320-6826